

## 滋賀県国民健康保険運営方針（第3期）の変更原案の概要

### 1 概要

滋賀県国民健康保険運営方針は、県が、市町とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営ならびに市町の国保事業の広域的および効率的な運営の推進を図ることを目的として、国民健康保険法第82条の2第1項に基づき策定する方針です。

令和8年度から児童手当の拡充等のための子ども・子育て支援金制度が始まり、全ての健康保険制度で子ども・子育て支援納付金が賦課されることを踏まえ、その内容の一部を変更するものです。

### 2 運営方針の変更について

#### （1）計画期間

令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）までの6年間です。

今回の変更は令和8年度から適用します。

#### （2）変更のポイント

ア 現行の保険料（税）算定区分である「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」の3区分に、新たに「子ども・子育て支援納付金分」を追加します。

イ 実際の保険料（税）率の算定は、現行の3区分の算定方法と同じ算定方法とします。

#### （3）変更箇所

「滋賀県国民健康保険運営方針（変更原案）」を新旧対照表のとおり変更しています（12 ページ、13 ページ）。

また、用語解説に「子ども・子育て支援納付金」の項目を追加しています（50 ページ）。

これら以外の箇所については、変更を行っていません。

ご意見・情報につきましては、上記の変更箇所にお寄せください。

滋賀県国民健康保険運営方針新旧対照表（案）

旧	新
<p>1～3 省略</p> <p>4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項</p> <p>4－1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p>&lt;市町の現状&gt;</p> <p>保険料（税）の算定方式</p> <p>本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。</p> <p>賦課方式については、<u>令和5年度時点</u>において13市および<u>5町</u>が3方式（所得割、均等割、平等割）を採用しており、<u>1町が4方式（所得割、資産割、均等割、平等割）</u>を採用しています。</p> <p>省略</p> <p>&lt;標準的な算定方法&gt;</p> <p>(1) 標準的な保険料賦課方式</p> <p>標準的な保険料（税）の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>とともに3方式とします。</p> <p>(2) 標準的な賦課割合</p> <p>ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>とともに 全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。</p> <p>「応能割」：「応益割」＝「所得係数」：「1」とします。</p> <p>所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。</p>	<p>1～3 省略</p> <p>4 保険料（税）の標準的な算定方法および保険料水準の統一に関する事項</p> <p>4－1 保険料（税）の標準的な算定方法に関する事項</p> <p>&lt;市町の現状&gt;</p> <p>保険料（税）の算定方式</p> <p>本県各市町の保険料賦課においては、5市が保険料として賦課しており、14市町が保険税として賦課しています。</p> <p>賦課方式については、<u>令和7年度時点</u>において13市および<u>6町</u>が3方式（所得割、均等割、平等割）を採用しています。</p> <p>省略</p> <p>&lt;標準的な算定方法&gt;</p> <p>(1) 標準的な保険料賦課方式</p> <p>標準的な保険料（税）の賦課方式は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>とともに3方式とします。</p> <p>(2) 標準的な賦課割合</p> <p>ア 応能割と応益割の配分は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>とともに全国と比較した本県の所得水準に応じて設定します。</p> <p>「応能割」：「応益割」＝「所得係数」：「1」とします。</p> <p>所得係数は、「都道府県平均の一人当たり所得」を「全国平均の一人当たり所得」で除することにより算出します。仮に所得水準が全国平均の都道府県であれば1となり、納付金の応能割と応益割の割合は1:1となります。</p>

旧	新
<p>イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに70:30とします。</p>	<p>イ 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに70:30とします。</p>
<p>(3) 標準的な賦課限度額</p> <p>標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。</p>	<p>(3) 標準的な賦課限度額</p> <p>標準的な賦課限度額は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに国が政令で定める額を基準とします。</p>
<p>(4) および(5)省略</p>	<p>(4) および(5)省略</p>
<p>(6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率</p> <p>標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収 納率向上の努力を促すため、5に定める*規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。</p> <p>なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分<u>および介護納付金分</u>ともに同じとします。</p>	<p>(6) 納付金および標準保険料率算定における標準的な収納率</p> <p>標準的な収納率は、市町における保険料収納のインセンティブを確保するとともに、収 納率向上の努力を促すため、5に定める*規模別目標収納率の達成状況に応じた調整率を、直近3か年の平均収納率に加減して市町毎に設定します。</p> <p>なお、標準的な収納率は、医療分、後期高齢者支援金分、<u>介護納付金分および子ども・子育て支援納付金分</u>ともに同じとします。</p>
<p>以下、省略</p>	<p>以下、省略</p>